

日 時：令和5年3月16日（木）
9：30～10：45
場 所：長崎労働局8階会議室

【午前9時30分開会】

○進行（徳永安全専門官）

定刻となりましたので、ただいまから令和4年度長崎地方労働審議会労働災害防止部会を開会いたします。本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日、会議の司会を務めさせていただきます長崎労働局健康安全課の徳永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、地方労働審議会令第6条第2項に基づき、昨年11月の長崎地方労働審議会において、会長から労働災害防止部会委員が指名されて最初の会議となります。まずは、地方労働審議会令に基づき、部会成立についてご報告いたします。

現在、9名中7名の委員が出席されていることから、委員の3分の2以上の出席とする部会の成立要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることをご報告します。なお、1名の委員につきましては、現在、こちらの会場に向かわれておりますので、到着次第、会議に出席することとなります。

それでは、議事次第の2長崎労働局労働基準部長より挨拶を申し上げます。

○斉藤労働基準部長

おはようございます。労働基準部長の斉藤でございます。各委員の皆様には年度末の大変ご多忙の中、ご出席頂き感謝申し上げます。

また、日頃からの労働基準行政へのご協力に感謝申し上げます。

本日は、長崎労働局における第14次労働災害防止計画案につきましてご審議いただくこととしております。労働災害防止計画とは、労働災害を減少させるために、国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画で、5年ごとに策定するものとなっております。この災害防止計画は昭和33年から継続的に策定され、今回で第14次の計画となり、令和5年4月から新たにスタートすることとなっております。

長崎労働局におきましては、本省版の計画を基に、労働災害発生状況や産業構造など当局の特徴を踏まえ、当局における第14次労働災害防止計画を策定し、これにより労働災害防止の取組を推進してまいりたいと考えており、本日はこの計画案についてご審議をいただきと思っております。

本日は、短い時間ではありますが、各委員のお立場からご意見等を賜りたく、よろしく願いいたします。

○進行（徳永安全専門官）

それでは、議事次第の3、岡田部会長に部会長あいさつ、およびこれ以降の会議の進行をお願いしたいと思います。岡田部会長、よろしくお願いいたします。

○岡田部会長

委員の皆様、おはようございます。

（「おはようございます」の声）

労働災害防止部会部会長の岡田でございます。本日はお集まりいただきありがとうございます。

私自身も、この部会の出席は初めてでして、5年に1回ということから、多くの委員の皆様も初めての出席ではないかと思っております。

本日は皆様のご協力をいただきながら部会長の責任を果たしていきたいと思っております。本日の会議の目的は、先ほどの基準部長挨拶にもありましたが、第14次労働災害防止計画案について審議をお願いし、ご承認いただくということが、この会議でのミッションということになると思っておりますので、短い時間ではございますが、皆様方からの活発なご意見と、円滑な審議へのご協力の程をお願いしたいと思います。

それでは、私の方から議事を進めていきたいと思っておりますが、議事に入ります前に、本日の議事録の確認者についてですが、議事録の確認については、公益は私岡田、労働者側は岩永委員、使用者側は峯下委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。それでは確認についてはご了承いただけたものといたします。

次に、本日の会議の公開についてお諮りいたします。この部会は、長崎地方労働審議会の運営規定を準用いたしまして、原則公開となっておりますが、何か個人または個別の企業の情報に関わる討議がなされるということであれば、非公開とすることができることとなっております。今回は、個別企業に関する討議は予定されておりませんので、公開したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（意見の声なし）

それでは、特にご意見もないようですので、本日の会議は公開とさせていただきます。

では、早速、議事に移らせていただきます。

議事次第の5番目、本日の議題であります労働災害の現状について、また、長崎労働局第14次労働災害防止計画案につきまして、まとめて説明の方を事務局からお願いいたします。

○永瀬健康安全課長補佐

おはようございます。健康安全課課長補佐の永瀬と申します。私からは資料1の長崎労働局第13次労働災害防止計画の評価について、グラフをもって説明させていただきます。

5ページをご覧ください。長崎労働局管内の死亡災害の件数でございます。全産業のところを見ていただくと、平成25年から平成29年までの12次防期間中に70件の死亡災害が発生しております。この70件の15%減である59件以内ということを13次防の目標としており、結果としては、コロナを除いて43件とな

り、死亡災害については目標達成ということになります。

業種別では、特に死亡労働災害が多い製造業、建設業について目標を設定しております。建設業については、12次防期間中、26人の方が亡くなられていたことから、13次防の目標として22人以内と設定していたところ、結果は20人で目標達成となりました。特に建設業については令和4年の死亡災害が0件であることが特徴的となっています。

引き続き9ページをご覧ください。こちらは、休業が4日以上之死傷災害の件数となっています。全産業では、12次防期間中の平均死傷者数が1,425人で、これを基準値として13次防では5%減の1,353人以内という目標を設定していたところですが、結果として3,223人となりました。この数値はコロナを含めたものとなっています。コロナを除いた数値は緑色のカッコ内で1,621人、であり、コロナを除いても目標を達成できていません。むしろ基準値の1,425人よりも増加しており、各年度においても、目標達成している年度は認められない状況です。目標値よりも速報値ですでに268人多い状況となっています。

次に業種別についてです。10ページを見てください。右上の道路貨物運送業、トラック運転手の関係です。12次防期間中の平均の死傷者数が99人で、13次防期間中の目標を94人以内と設定していたところ、結果としてコロナを除いて125人で目標よりも31人も増え、増加傾向が止まらないという状況です。トラック運転手の災害発生状況を見ると、転倒やロールボックスパレット、かご車を使用している時に事故に遭われることが多くなっています。トラック運転手については、運転だけではなく、荷役先で働くことが多いことが理由です。荷主側の安全衛生に対する協力が必要となっています。14次防についても、このような観点で検討させていただきます。

引き続き小売業についてです。こちらは、156人を基準値として、13次防の目標を148人と設定していましたが、結果としてコロナを除いて183人と、基準値と比べても増加しています。

また、社会福祉施設については、122人の基準値に対して、目標を115人と設定していましたが、コロナを除いても184人となっており増加傾向にあります。

小売業、社会福祉施設については、特に転倒、腰痛など労働者の作業行動に起因する災害が多く発生している状況にあります。

以上、13次防期間中の結果について、私から報告させていただきました。

○俵健康安全課長

委員の皆様方、おはようございます。長崎労働局健康安全課の俵と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは、14次労働災害防止計画の案ということで説明させていただきます。説明の前に、本日、労働災害防止部会の委員の方に配付しております、先ほどの説明資料、13次防の災害発生件数の令和4年の数値ですけれども、先週、事前説明の時の資料のデータを、最新版ということで、令和5年2月末時点の数値に更新しております。また、午後の本審の方で、局における主要課題への取組状況という資料をお配りいたしますけれども、このデータにつきましては、資料作成のタイミング

の関係で、令和5年1月末現在の数値となっておりますことをご了承ください。

それでは説明に入らせていただきます。この労働災害防止計画というのは、労働安全衛生法の第6条に定められております。先ほどの基準部長の挨拶にありましたが、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた5年ごとの中期計画でございます。昭和33年、西暦では1958年に第1次が作成され、今回が14次の計画となり、令和5年4月からスタートするものでございます。

それでは資料2をご覧ください。1ページについてです。13次防と14次防の違いについてまとめてみました。まずは計画の重点事項についてですが、13次防につきましては設備や機械等の不備による墜落、転落、はさまれ・巻き込まれなど、従来型の災害が多かったため、この従来型災害が多く発生しておりました建設業や製造業などの業種別の対策を重点事項のトップに設定しておりました。今回の14次防の計画におきましては、安全衛生対策に取り組むことが事業者にとって経営や人材確保、人材育成にプラスになる、という観点から、まず最初に自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発を定めております。2番目に労働者の高齢化等を要因とした作業行動に伴う転倒や動作の反動・無理な動作による腰痛災害が増加していることを背景として、労働者の作業行動に起因する対策の推進、3番目として高年齢労働者の労働災害防止対策の推進を定め、この3項目を重点事項のトップ3に設定しております。13次防における重点事項のトップの業種別の対策につきましては、14次防においては重点事項の6番目に設定しています。

次に目標値についてです。13次防におきましては、12次防計画と比較して○件の減少といった結果としての目標値を設定していましたが、今回14次防では、アウトプット指標、アウトカム指標という2つの指標をもって目標値を設定しています。アウトプット指標につきましては、労働者の協力を得て事業者において実施していただく指標、アウトカム指標は、事業場がアウトプット指標を達成した結果として期待される指標というもので、このアウトカム指標は13次防までの目標値と同様のものになっております。

また、本文に記載しております重点事項ごとの取組についてですが、13次防までは、目標を達成するために労働局のみが取り組む内容を記載しておりました。しかし、14次防につきましては、アウトプット指標を達成するために、まず労働者の協力を得て事業場が取り組む内容と併記して事業場の達成に向けて労働局等が取り組む内容を記載しております。

2ページをご覧ください。計画の方向性としまして、安全衛生対策に取り組むことが事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく一方で、誠実に安全衛生対策に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業場に対しては厳正に対処する、という2つの方向性があります。

この14次防は、8つの重点事項を定めており、この8つの重点事項につきましては、資料3の本文17ページ下段に記載しております。自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発、労働者、中高年齢の女性を中心に作業行動に起因する労働災害防止対策の推進、高年齢労働者の労働災害防止対策の推進、多様な働き方へ

の対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、業種別の労働災害防止対策の推進、労働者の健康確保対策の推進、最後に化学物質等による健康障害防止対策の推進という8つの柱となっています。

資料2の3ページをご覧ください。それぞれの重点事項に対する取組事項、取組内容について記載しています。

まず、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発としまして、安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備、また、労働安全衛生におけるDXの推進等、ということになっています。他の7つの説明は、ここでは省略させていただきます。

続きまして4ページをご覧ください。こちらが、今回新しく14次防の計画として定められているアウトプット指標とアウトカム指標になります。それぞれの8つの対策について指標を策定していますが、この中で、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発と個人事業者等に対する安全衛生対策の推進については、アウトプット指標とアウトカム指標を定めておりません。他の6つにつきましては、この指標を定めております。例えば、労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進については、アウトプット指標として転倒災害対策、ハード・ソフト両面からの対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする、ということを設定しております。このアウトプット指標は、まず事業者が取り組む事項についての指標となっており、この指標に対して行政として労働局側が取り組む事項につきましては本文の18ページ以降に載っております。この事項について、事業者または労働局が取り組むことで、アウトカム指標の目標値を達成していくということになっております。14次防計画自体が、令和5年度から令和9年度ということに年度スタートですが、目標値については2027年までというように年単位となっています。これは、労働災害の統計が年単位であることから、このような書きぶりとなっています。8つの重点事項のうち6つの重点事項について、アウトプット指標、アウトカム指標が定められております。

5ページの一番下をご覧ください。すべて指標を達成した場合、14次防期間中の死亡者数については、13次防期間中の累計死亡者数と比較して5%以上減少するという目標を設定しています。13次防期間中の累計死亡者数は、先ほど説明しましたとおり43人ですので、14次防では、5年間で40人という目標を設定しております。また、死傷災害、休業4日以上災害につきましては、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、13次防期間中の年平均死傷者数と比較して2027年までに減少に転ずる、という目標を設定しています。目標数値につきましては、後ほど説明させていただきます。

以上、14次防計画の概要について私からの説明となります。

○岡田部会長

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に対し、審議を行いたいと思います。事前に委員の方から質問等を受けていた事項があると聞いております。その件について、事務局より説明をお願いします。

○俵健康安全課長

それでは私の方から回答いたします。事前に意見、質問を10項目ほどいただいております。これを一覧表にまとめております。意見、質問につきましては、ニュアンスに間違いがあっては困りますので、いただいた内容をそのまま載せております。

まず1番目、13次防の評価についてです。「コロナの影響による数字が含まれていること、それを除いた数字も示されていることはわかりますが、労働基準局の会議での報告などでは、もっとそれがわかるようにした方がよいのではないのでしょうか。さらに、その原因、クラスターなどを口頭でもよいので、説明してください」についてです。

これにつきましては、労働災害件数は、事業場から提出されます労働者死傷病報告書により統計を取っています。この報告書の中では、コロナウイルス感染症による災害につきましては、その原因までの記載を求めておりません。そのため件数のみの発表、公表ということになっております。

2番目、14次防の策定についてです。「計画の方向性において、社会的に評価される環境の整備とあるが、例えばNピカ企業の項目に入れるなどのインセンティブとしての環境整備を図る計画はないのでしょうか」についてです。

これにつきましては、現在では、厚生労働省本省や長崎労働局が実施している表彰制度などによって、社会的に評価される環境の整備を図っていく予定としているところで、Nピカ企業につきましては、県の取組であります。今後、長崎県を含めた他団体の各種表彰制度につきましても、検討したいと考えております。

3番目「各種の目標について、何%以上とする、歯止めをかけるなどのデータはどのように集めるのでしょうか」についてです。

これについては今後の一番の検討事項になると思われまます。今のところ、事業場に対するアンケート方式によるデータ収集を考えています。県内すべての事業場にアンケートをお願いするというのは難しいと思っておりますので、ある程度抽出し、アンケートをお願いするというのを考えております。長崎労働局が実施しております各種説明会参加事業場、長崎労働局独自の取組でありますアクションゼロの参加事業場、また、災害防止団体の会員事業場などに対してアンケートの依頼を行い、データを収集していくことを考えております。

4番目、「転倒災害に取り組む事業場50%、安衛教育の実施率80%とありますが、安全衛生大会参加事業所へのアンケート結果における割合が50%、80%と聞いております。大会参加事業場は意識が高めであると思われまますが、事業場全体に対して取り組む事業場、教育の実施率などを向上させる方策を講じるべきではないのでしょうか」についてです。

長崎労働局が実施する各種説明会の出席事業場につきましては、安全に対する意識が高めであることは確かだと思われまます。安全意識が希薄な事業場は災害の発生リスクも高い傾向にありますので、このような事業場に対しては、監督指導や個別指導時に安全教育の実施を含めた災害防止への取組が必要であることを引き続き指導することとしております。

5番目、「年休取得率やストレスチェックなどは小規模企業では実施が難しいも

のもあると思われます。これらについての促進策や支援策としてどのようなことを考えておられるでしょうか」という質問についてです。

年休取得につきましては、すべての事業場におきまして年5日取得が義務になったことから、監督指導において違反を確認した場合には是正勧告をしております。併せて、パンフレット等を使用しながら取得促進を行っているところです。ストレスチェックにつきましては、労働者50名未満の事業場はその実施が努力義務となっています。個別指導等において、制度の説明等を行うとともに、長崎産業保健総合支援センターにおける支援策を案内しているところです。

○永瀬健康安全課長補佐

引き続きまして、私の方から説明いたします。先ほどの14次防における死傷災害の目標数値につきましては、13次防期間中の年平均死傷者数は、令和4年についてはまだ速報値ですが1641.6人となっております。

ご意見、質問の6番目からです。「ガイドラインや指針の数がかなりあります。業種別なのでそのすべてを知る必要がないことはわかりますが、経営者の方は自分の会社はどれに該当するかわかっているのでしょうか、または各経営者には自分とかわかるものだけが配布などされているのでしょうか」というご質問についてです。

これについては事業場すべてに対してガイドラインの配布はしていません。また、該当する業種のガイドラインをその業種すべてに配布することはしていませんが、事業場に対する指導を行った際には、該当するパンフレットを配布し、説明を行っているところです。なお、今回の意見を受けて、14次防計画については計画本文中にあるパンフレットやガイドラインを含め、長崎労働局のホームページに掲載する等により広く周知する必要があると考えています。

続いて、7番目の意見です。「各種の施策や指標の中で、長崎独自のものがあれば、それがわかるようにしておいてもいいかもしれません。不要と判断されれば、口頭での補足でもよいと思います。長崎の実情に配慮したことをしているというふうなメッセージになるのではないか」というご意見です。

14次防計画については、本省版を参考に長崎労働局版として作成したものです。また、災害統計についても全国の数値ではなく、長崎県内の発生状況の数値を掲載しています。本省版と同様の内容もありますが、全体として当該計画が長崎局における独自の取組であると考えております。なお、計画策定後は広報を行う予定としておりますが、広報時に長崎版の特色として、業種別の労働災害防止対策として造船業を組み込んでいる、ということなどを盛り込ませていただくことを考えています。

続いて8番目です。「安全衛生対策として、VRやAI等の活用とあるが、具体的には現在どのようなことを計画されていますか」ということについてです。

VRについては建災防、林災防などの各種災害防止団体などにおいて災害事例の体験ができるものを作成しておりますので、それを活用できるように調整する予定としております。また、AIについては企業側が中心となり、熱中症対策、重機の全方位モニター等の取組を先進的に実施しています。これらの取組が広がることを目的に、他の企業に紹介すること等を考えているところです。

続いて、9番目のご意見です。「特に女性は60歳代以上では20歳代の約1.1倍の転倒災害があるということですが、この60歳代以上の方は同じ職場に永年継続勤務されていた方が多いのか、定年後、新しい職場での勤務中に転倒事故を起こされているのか、情報はありますでしょうか。もし、同じ職場で永年勤務されておられた方が、慣れや過信により転倒が多いのかなと想像いたしました。加齢による自身の身体感覚の認識のずれに気付くのも同じ職場だと意外と気が付かないのではないかと思います。忙しい中、つい、いつものように少し無理をしてしまうことがしてはいけないことと再認識するのは、自身の老いに向き合うことにもなり、受け入れがたいのかもしれない」ということについてです。

事故が発生した場合の監督署に対する報告として労働者死傷病報告があります。労働者死傷病報告には経験年数の記載はありますが、それが通算勤続年数か、定年後の年数かの判断が難しくなっています。統計上の数値として60歳代以上の女性の転倒災害は、経験年数3年以上が全体の79%となっており、作業に対する慣れというものが一つの要因と考えられます。

最後、10番目「メンタルヘルス対策の必要性を感じていないと回答された事業場では、メンタルヘルスで問題になったことがない事業場でしょうか。もし、そうであれば、良いモデル、職場環境最適となる可能性があると思いました」、というご意見です。

こちらに関しましては、当該アンケートは無記名であり、メンタルヘルスで問題になったことがない事業場であるとも考えられますし、一方、メンタルヘルス対策の重要性を感じておらず、必要性を感じていないと回答した可能性も考えられます。問題になったことがないと回答した事業場は、モデル事業場としては最適だと思います。

以上、事前にいただきました意見、質問に対する事務局側からの回答となります。

○岡田部会長

はい、ありがとうございます。今の質問とか回答につきまして、まず何かご質問や確認したいこととかありますでしょうか。

○塩田委員

塩田と申します。よろしく申し上げます。せっかくの機会ですので、質問をさせていただきます。指針などについて企業全部に配布されていないという回答がありました。このような指針をすべての企業に配布してほしいという願いは叶いますか。

○岡田部会長

事務局、お願いします。

○俵健康安全課長

すべての事業場に対して配布してほしいということですが、すべての事業場を把握することが現実的にはちょっと難しい状況となっています。また、すべての事業場に対して指針などを配布するとなると予算的な問題やマンパワーの問題もあり、現状ではちょっと難しいと考えております。ただ、今は、ホームページとか、広報を含め広く周知をしています。しかし、ホームページについても事業場に見に来て

もらうことが必要となりますので、現状はすべての事業場に対する周知というのはなかなか難しいという状況です。

○齊藤労働基準部長

ご質問ありがとうございます。今、健康安全課長の方からお答えさせていただきましたけれども、長崎県内には企業が6万社ほどございますので、個別に労働災害防止計画をお届けするのは、今申し上げたとおりで難しいところでございます。そのため広報を実施しますし、今日は労使代表で出ていただいておりますけれども、労働組合の方にも周知させていただきますし、使用者の団体の方にも情報提供させていただきますと思いますし、業種別の団体の方もいらっしゃると思いますので、そうした団体の方にご協力をいただき広く周知をさせていただきたいと思っております。あと建設業、製造業、林業などの労働災害防止の団体もございますし、長崎労働局だけではなくて県内には監督署、さらには公共職業安定所も労働局は有しておりますので、労働局・監督署・安定所全体で、5年に1回の計画ということもありますので、広く周知を図っていきたいと思っております。

○塩田委員

ありがとうございます。非常に難しいというのは、自分ではわかっていますが、安全を含めて何を取り組めばいいのかなど、それぞれが自覚することが大事だと思いますので、周知する方法を充実させていただきたいと思い発言いたしました。どうもありがとうございます。

○岡田部会長

今のご質問に関してですが、アウトプット指標を達成するためには労働者の協力を得て事業場が、ということになっております。そういった意味においても、使用者、労働者、皆さんができるだけ多く知っておくということが、まずベースになる話だと思いますので、ぜひ市役所とか役場とかそのような窓口にも置くといった方法などいろんな方策を考えながら周知を図っていく必要があると思われました。

他に何かございますか。

○岩崎委員

PR版について、中央会としてご協力できる分として、月刊誌というものを毎月発行しておりますので、チラシなりペーパーなど、それを中央会にお持ちいただければ、雑誌と一緒に折り込んで発送いたします。あまり分厚すぎると難しいですが、簡単なチラシ等であれば発送が可能です。また、ホームページ等のリンクなども、中央会ではさせていただきますので、総務にご連絡を頂ければと思います。

○俵健康安全課長

ありがとうございます。この計画につきましては、来年度早々にPR版というものを作成し、広く周知しようと考えております。作成しましたらお願いに伺いますので、よろしく申し上げます。

○岡田部会長

他にありますか。ないようでしたら今の質問以外も含めまして、ご意見があれば申し上げます。

○岩崎委員

確認の意味でお尋ねします。13次防の評価の9ページの労働災害防止計画の進捗状況の全産業の死傷者数は、コロナを含めた数値として3,223人が一番右上にあって、その下に1,621人があります。結局コロナのり患が1602人となるとありますが、これは先ほど説明があったように、職場の中でコロナにり患したことにより、事業所から報告が上がってきた数字が1,602人であるということになるのかと思いました。また、R2が53人、R3が162人、R4が1,602人でちょっと極端だと思いました。今後コロナが5類になりインフルエンザ相当になると思います。労働災害の死傷者数の中に、これまでインフルエンザによるものをカウントしていたのか、また、今後コロナを含めた数というものは、出てこないのではないか、それが産業の特性に応じた死傷者数の中に、コロナの数がなぜ上がってこなければいけないのかと、建設だろうと運輸だろうと公務員だろうとそういう産業にかかわる話ではないと素朴に思います。今後の取り扱いはどうするのか確認だけしたいと思います。

○俵健康安全課長

この数値は労働者の死傷者の数ということで、勤務中の業務上の災害ということであれば、その原因は何でも構わないということになっています。コロナであろうが、墜落した、転落した、そういった災害も含めた数になっています。死傷病報告書は休業4日以上の場合には1人につき1枚出てくる報告になります。今後についても、コロナであろうが他の原因であろうが業務上の災害であれば報告があるということになっています。

○岩崎委員

わかりました。問題意識を持っているというよりも、コロナの数値だけを特別に表すことが疑問だったためお尋ねしました。

○斉藤労働基準部長

補足でございますが、さきほど岩崎委員がおっしゃった数の件ですが、確かに令和4年がすごく多いのですが、令和4年は大きな第7波、第8波の中で職場においてり患された方も増えたというわけでございますが、令和2年、令和3年の時には事業主が労働災害としてとらえていらっしゃらなかった部分もあるのかもしれませんが、仕事でコロナにかかった時は労災補償の対象になりますという周知もさせていただいてきましたので、そうしたことで労働者死傷病報告の提出も増えたということはあるかと思えます。新型コロナにり患したのがなぜ労災になるのか、ということでございますが、職場で仕事をしていてその中で新型コロナに感染したということであれば、労働災害として取り扱っていくというところでもありますけども、5月に5類になった場合の取扱いは今のところ厚生労働省本省からも今のところ情報は来ておりません。

○岩崎委員

特に問題を提起しているわけではなくて、確認というのと、それが労働者のプラスとなるという整理であれば全然構わないです。

○岡田部会長

今の話で、休業4日以上で労働災害の対象となった場合はこの数値に上がってく

るという理解でよろしいでしょうか。

○齊藤労働基準部長

事業主が労働災害だということで労働者死傷病報告を出していただく一方、労災補償の方は労働者の方が監督署に請求していただきますので、労働者死傷病報告の数イコール労災補償の件数ではないですが、新型コロナの場合ですと労働者死傷病報告で労働災害であると報告していただいた労働者の方が、労災補償を受けられる可能性は高いのではないかと思います。調査をしてみないとわからない部分もありますので、完全にイコールではございません。

○岡田部会長

インフルエンザは今のところ報告の対象にならないということですか。

○齊藤労働基準部長

そうです。労働者死傷病報告の対象になりませんし、労災補償では業務遂行性と業務起因性が認められる必要がありますが、季節性インフルエンザとか風邪は、職場で仕事をしていてその中で感染したどうかという認定は困難であり労災補償の対象にできないものでございます。

○岡田部会長

なぜ聞いたかと言いますと、コロナの災害件数の数値が正常じゃなく異常に増えていきますので、誰が見てもビックリするのではないかと思ったからです。使用者の人にしてみれば、自分たちは何かしたのかと思いますし、労働者の人にしてみればこれは職場環境が悪いのかという話になり兼ねませんので、災害件数について、場合によっては大きなクラスターがあってそれが数値に反映されていることを説明された方がいいのではないかと思います。

○俵健康安全課長

業種別にみてみますと、コロナに関してはほとんどが医療機関とか介護福祉施設での発症となっていますので、そこでクラスターが出た場合、施設に入所されている方と共に職員の方が感染していることが考えられますので、職員の方が発症した際に、クラスターで集団的に発生して、死傷病報告を出されるケースもあろうかと思えます。コロナで増えている部分のほとんどが医療機関や介護施設であることについての周知や説明は必要であると思っております。

○岡田部会長

他に何かありませんか。

○俵健康安全課長

コロナの関係ですと1,621人のうち保健衛生業、医療機関と社会福祉施設で1,508人となっています。参考までに説明いたします。

○荒木委員

コロナのことではなくて、全体としての意見感想を述べたいと思います。労働局は非常にディフェンシブで、守らなきゃいけないというところで活動されていることを非常に理解しているところです。使用者側の意見としては、長崎県において人口減少や若者の流出といった中で、この14次防計画が、この先にさらにどのようなビジョンを描かれるのかということを手前に考えていただきたいと思っております。

ます。死亡者数や死傷者数を減らすといったことではなく、私個人としてはやはり若者の流出という課題が長崎県にはありますが、やはり若者がそういうところを選ばない、結果的に選ばないので外に出て行ってしまうという流れにどうしてもなっているのではないかと考えています。そのため、若者がどうすればそこを選んでくれるのか、事業者側、使用者側からの展開だけではなくて、会社自体が労働者から選ばれるような存在にならなければいけないと感じています。今日は、委員さんがいろいろな質問をされましたが、それに対してもアグレッシブにやっていただきたいと思っております。また、将来的に使用者の皆さんが、労働者の皆さんが生き生き働ける環境につながって、若い人が長崎に留まって、各企業が生き生き働けるということで評価が高まるという形になりますが、そういうビジョンを別に労働局の方で持っていただくとより良いのではないかと個人的には思いました。ありがとうございました。

○岡田部会長

ほかに何かありますか。

○齊藤労働基準部長

ありがとうございます。資料2の1ページの1の計画の重点事項のところ、14次防のねらいとして、安全衛生対策に取り組むことが事業者にとって経営や人材確保とか人材育成にプラスになる観点で安全衛生対策の方も推進していただくということで、労働災害防止対策を進めていきたいと思っております。安全衛生対策を講じて、安心して快適に勤められる職場環境づくりの取組していただく、それが若者へのアピールポイントにもなるかとも思いますので、14次防計画に盛り込み労働局の取組にも入れ込んでいきたいと思っております。本文の方では5ページの計画のねらいのところ、今委員がおっしゃたことを記載させていただいているところでございます。

○岡田部会長

今の質問も、長崎県がどう取組んでいくかということだと思います。まさに14次防のねらいというのはそこにあるのだと思いますが、このことは全国どの地域でも同じ話になりますので、長崎県において、先ほど荒木委員がお話しされたように、生き生きとした職場とするため他県に比べて若い人を増やす方法としては、具体的にどうすればいいのか分かりませんが、近県だと福岡県と比べて長崎県はどういうところがいいのか、長崎の優れているのはどこか、ということを見せる工夫が必要だと思います。これは14次防計画の期間中だけではなく、その先も他の官庁や自治体と一緒に話し合うことができたらいいなと、ざっくりとした話ではありますが、このように思っています。

○岩永委員

岩永でございます。先ほど荒木委員が言われたことは、まさにそのとおりだと思います。私が質問した2番目の、例えばNピカ企業の候補に入れる、そういったインセンティブとしての環境整備を図る計画についても、ぜひ進めていただければと思います。労働局から能動的に進めていただくとか、あるいは労働局独自に、何かのインセンティブとか何とか企業というのをするというのも、若者が見たときに、

これは素晴らしい企業だということが分かれば、長崎県に残って仕事をしていただけるといったことも考えられますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

併せて、私の質問の項番4の関係ですが、繰り返しになりますけども、一生懸命対策を取られている企業の中の割合が50%以上とか、安全衛生教育の実施率を80%以上とか、一生懸命取り組んでいる事業場の中での割合が50%とか80%以上ということで、労働局が言われたように意識の低い事業場の転倒災害が非常に多いことでもありますので、そのような低い事業場の意識をどのように高めていくかが最大の対策となると考えています。監督指導を行っていくというご回答がありましたけれども、監督指導をやるだけでは、取組を行う企業が非常に少ないと思いますので、対策を取る企業が増えるような取組を、もう少し広くできるように考えていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○岡田部会長

他に何かございませんか。

○峯下委員

第13次計画で災害が増えている大きな要因は、高齢化が進んでいるということの説明いただきました。それについて、意識啓発とか対策の推進というのはよくわかりますので、そのとおりに進めていただきたいと思っているのですが、それに特化した高齢化対策はこのようなものであるとか、有効ですよとか、セミナーなりビジュアル時にとりか労働者に響くようなことをやっていただきたいと思います。そうでなければ、また増えていくのではないかと思います。労働者の高齢化はどんどん進んでいる状況ですので、意識してやっていただきたいと思います。

○俵健康安全課長

高齢化につきましては、本文の21ページにも、高年齢労働者の労働災害防止対策の推進ということで、達成に向けて局等が取り組むこととして、エイジフレンドリーガイドラインのエッセンス版の周知啓発とか、現在、+Safe協議会といって、介護施設と小売業について県内のリーディング企業と県や市を含めて、協議会というものを作っています。この協議会では、行動災害を防止するためにどのような対策を講じればいいのかということなどを協議するため、今年度から立ち上げております。協議会では、災害事例などを挙げ、その対策などについて他の企業までも広げていくような取り組みを始めたところです。そのようなものがまとまり次第、周知を広くやっていこうと考えております。

○斉藤労働基準部長

今申し上げたような取組を推進にしていきたいと思っておりますが、峯下委員がおっしゃった労働者に響くようなものを、という話をいただきましたが、転倒など行動災害ですと軽いようなイメージもあるかと思いますが、中には1か月以上の休業を要するケースも、データとしてありますので、転倒するとこうした休業も必要な場合もありますよということも伝えていながら、行動災害の防止への取組を労使双方でやっていただくようなことも、+Safe協議会の中で議論していただき、周知していければ、というようなことを思っております。

○荒木委員

先ほどの質問の中で、計画の周知方法として今後ホームページ上で実施するとのお話がありましたが、SNSとかで周知することはなかなか難しいものなのかなと思っています。今のご時世はホームページを開設しても、直接そのホームページには来てくれず、SNSのFacebookやInstagramからホームページに行くという流れが主流になっています。ガイドラインなどをインスタに載せることは難しいと思いますが、労働者に直接訴える手段として、例えば最低賃金が改正されたことを労働者に直接訴えることができれば、「私の会社ちょっとまずいのではないか」という意識が生まれることがあるのではないかと思います。改正されたことを労働者が知らないということが結構多いのではないかと感じていますし、このような話を会社内ですることも少ないので、労働者自身の知識を高めていくためにも、労働局からのSNSでの発信手段を一つ考えていただきたいと思います。

○齊藤労働基準部長

ご意見・ご提案ありがとうございます。厚生労働省ではメールマガジンがあり、登録していただくと定期的に情報をお届けするという事はやっております。SNSについては、YouTubeでの配信は可能だったかと思えますし、インスタについては当局の職業安定部で最近発信を始めたばかりの状況でございますが、労働災害防止計画につきましても、SNSを活用した発信もできないか検討してまいりたいと思えます。

○岡田部会長

少し時間を超過してはいますが、ほかに何か意見などはございますか。

特にご意見等がないようですので、長崎労働局第14次労働災害防止計画案につきましても、この部会の審議結果として了承することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは、長崎労働局第14次労働災害防止計画案については了承することといたします。

本日14時から開かれる労働審議会におきまして、私から「本日の労働災害防止部会における審議結果として、14次防計画については了承した。」との報告をさせていただきます。

最後に、事務局より本日の審議を踏まえた今後の対応についてご説明をお願いします。

○進行(徳永安全専門官)

本日は、お忙しい中、ご審議を頂きどうもありがとうございました。

本日のご審議を踏まえまして、当局版の第14次労働災害防止計画の策定に向け処理を進めさせていただきますとともに、策定後は広く周知に努めてまいります。

それでは、午後からの長崎地方労働審議会へのご出席もどうぞよろしくお願いいたします。

なお、午後からの会議の労働災害防止部会からの報告の資料としましては、資料3の計画案本文を提出することとしていますので、よろしくお願いいたします。

○岡田部会長

ありがとうございます。それでは、事務局におかれましては、長崎労働局第1

4次労働災害防止計画の策定に向けて引き続きよろしくお願ひいたします。

それから本日午後に分科会としての報告を私が発表することとなりますが、もし間違えるようなことがありましたら修正をお願ひいたします。

以上で、本日予定していました議事はすべて終了しました。本日は、各委員の皆様のご協力のもと、議事進行を円滑に進めることができましたが、10分15分時間を超過してしまつたことは申し訳ございませんでした。本日は、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、令和4年度長崎地方労働審議会労働災害防止部会を閉会いたします。

【午前10時45分閉会】